

学校伝染病による出席停止の取り扱いについて

今回の欠席について、医師が学校伝染病と診断している場合は、他の児童・生徒への感染を防止するため出席停止となります。その場合は下記の「登校許可届」に保護者の方がご記入いただき、学校に提出してください。なお、医師が登校しても良いと診断するまで自宅療養をお願いします。

※印のついている感染症は、別紙町田市指定の「登校許可証」が必要です。

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白随炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ (H5N1)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (H5N1 を除く)	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
	百日咳※	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製薬による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか) ※	解熱した後三日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ※	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日ばしか) ※	発疹が消失するまで
	水痘 (水ぼうそう) ※	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱) ※	主要症状が消退した後二日を経過するまで
第三種	結核※髄膜炎菌性髄膜炎※	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎※急性出血性結膜炎※ その他の感染症の例 溶連菌感染症※ウイルス性肝炎 手足口病、伝染性紅斑 (リンゴ病) ペルパングーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する

..... キ リ ト ル

登 校 許 可 届

町田市立小中一貫ゆくのき学園
学 園 長 様

年 組 氏名 _____

保護者 氏名 _____ 印

- 1 病名 [_____]
- 2 罹患期間 [年 月 日 ~ 年 月 日]
- 3 病院名(医院名) [_____]
- 4 診断を受けた日 [年 月 日 ~ 年 月 日]

上記により出席停止とされましたが、主治医より出席の許可が出ましたので、お届けいたします。